

一般社団法人日本超音波検査学会 選挙事務取扱規約

平成 26 年 9 月 27 日 理事会にて改定承認
平成 28 年 9 月 24 日 理事会にて改定承認
平成 30 年 2 月 3 日 理事会にて改定承認
2019 年 9 月 7 日 理事会にて改定承認
2022 年 5 月 28 日 理事会にて改定承認
2025 年 3 月 8 日 理事会にて改定承認

第1条（目的）

この規約は、一般社団法人日本超音波検査学会定款および代議員・役員選任規程第 10 条に基づき、選挙に関する事務取扱について定めるものである。選挙事務の取扱は、選挙管理委員会が司る。

第2条（公示）

改選の公示文は、立候補締め切り日の 1 ヶ月前までに機関誌に掲載して正会員に広報する。立候補者が定数を超えた場合には投票選挙とする。

第3条（改選定数）

1. 代議員（理事を含む）の改選定数は、選挙公示日の 3 ヶ月前の会員数に基づき、登録地区会員の 1/100 名（端数切り捨て）を基本定数とする。理事改選定数は、理事長 1 名、副理事長 2 名を含め 15 名以上 25 名以内とする。登録地区の定義は、代議員・役員選任規程に定めた北海道、東北、関東甲信越、中部、関西、中国、四国、九州でありそれぞれの会員台帳に記されているものとする。
2. 監事の改選定数は、2 名以内とする。

第4条（立候補届）

当学会ホームページ「選挙のページ」に立候補届入力画面を設定し、以下の立候補区分から選択して入力する。

- 1) 代議員
- 2) 理事（兼 代議員）
- 3) 監事

第5条（投票）

1. 投票は、当学会ホームページ（会員のページ）を利用した電子投票選挙とする。
2. 代議員選挙では、1 票の較差を補正するため地区ごとの定数に応じた投票数とする。
最大投票数は、 $\{ \text{地区定数} \times 0.1 \text{ (端数繰り上げ)} \} + 2$ とする。最小投票数は問わないものとする。
3. 理事選挙の投票数は、15 名以上 25 名以内とする。ただし、代議員・役員選任規程第 29 条に基づく、投票選挙を実施せずに理事候補者となる立候補者がいる場合の最小および最大投票数は、その理事候補者数を差し引いた数とする。
4. 投票において、以下の場合は無効票とする。
 - 1) 指定数に満たない投票
 - 2) 指定数を超える投票
 - 3) 所定の WEB 投票システムを使用しない投票

4) 明らかな不正が発覚した場合

第6条 (選挙日程)

選挙日程は、原則として以下とし、詳細決定は選挙管理委員会一任とする。

1. 代議員 11月初旬から12月中旬
2. 理事および監事 1月初旬から2月初旬

第7条 (立候補届の受付)

役員改選の公示に従い、代議員、理事（兼代議員）および監事の立候補届を受け付ける。立候補届は「選挙のページ」に掲載の立候補届入力画面より立候補区分を選択して入力する。

第8条 (立候補者の資格審査)

選挙管理委員会は、提出された立候補届につき下記を審査する。

1. 代議員立候補届の審査
 - 1) 公示日の時点での会員歴が連続して5年以上を有し、当該年度の会費を納入した正会員であること
 - 2) 着任する年度の4月1日時点での年齢が65歳未満であること
 - 3) 新任立候補者は、現職理事または代議員1名の推薦状が添えられていること
 - 4) 記載事項に不正および漏れが無いこと
2. 理事立候補届の審査
 - 1) 直近の代議員歴が連続して3期以上を有し、当該年度の会費を納入していること
 - 2) 着任する年度の4月1日時点での年齢が65歳未満であること
 - 3) 新任立候補者は、現職理事1名または現職代議員2名の推薦状が添えられていること
 - 4) 記載事項に不正および漏れが無いこと
3. 監事立候補届の審査
 - 1) 代議員を3期以上務めた正会員で、当該年度の会費を納入していること
 - 2) 監事任期の上限である通算2期（4年）を超えていないこと
 - 3) 着任する年度の4月1日時点での年齢が70歳未満であること
 - 4) 新任立候補者は、代議員2名による推薦または役員推薦委員会の推薦が添えられていること
 - 5) 記載事項に不正および漏れが無いこと

第9条 (立候補状況の広報)

第8条の審査を経た資料は、選挙管理委員会が集計した後、全立候補者のリストを当学会ホームページ「選挙のページ」に掲載する。公開内容は、立候補区分、立候補者名、施設名称、部署名とし、他の項目は都度選挙管理委員会にて決定する。

第10条 (役員推薦委員会による改選定数の調整)

立候補受付終了後、監事候補者が定数に満たない場合、選挙管理委員長は理事長に報告し、役員推薦委員会の設立を要請する。

第11条 (代議員候補者の選出1)

代議員立候補届および理事（代議員兼）立候補届の集計結果が、各地区において定数内であれば、第8

条の資格審査を経て次期代議員候補者とする。各地区における定数を超えた場合は、第12条に掲げる投票選挙を行いその結果をもって選出する。

第12条（代議員候補者の選出2）

立候補者数が改選定数を超えた地区は、当該地区における被選挙人名簿、投票選挙公示文書を作成する。当該地区会員へ電子投票選挙の案内を電子メールで通知する。

投票における当選者は、得票総数上位から定数までを選出し、最下位票が複数名で改選定数を超える場合には、最下位得票者は落選とする。

第13条（理事候補者の選出1）

理事立候補者のうち第11条または第12条による代議員候補者が理事候補者の対象となる。理事改選定数内であれば、第8条の資格審査を経て理事候補者とする。定数を超えた場合は、第14条に掲げる投票選挙を行いその結果をもって選出する。

第14条（理事候補者の選出2）

理事立候補者数が定数を超えた場合は、被選挙人名簿、投票選挙公示文書を作成する。新任代議員候補者へ電子投票選挙の案内を電子メールで通知する。ただし、代議員・役員選任規程第27条により、各地区で所属会員の理事立候補者が1名の地区の立候補者は選挙を実施せず理事候補者とし、残る立候補者で残る定数に対して投票選挙を行うものとする。

開票後は代議員・役員選任規程第28条に則り理事候補者を決定する。

第15条（監事候補者の選出）

改選定数内であれば、第8条の資格審査を経て監事候補者とする。定数を超えた場合は、投票選挙を行いその結果をもって選出する。

第16条（開票、集計）

1. 開票日当日まで電子投票システムの集計操作は凍結する。
2. 開票日は、選挙管理委員長が決定する。
3. 開票および集計は、選挙管理委員長を立会人とし、事務局職員が担当する。

第17条（当選報告）

1. 選挙管理委員長は、集計結果をまとめ理事長に報告する。
2. 選挙管理委員長は、当選者に、当選証書を送付する。
3. 選挙管理委員長は、当選者をホームページで報告する。掲載は50音順、氏名および所属機関名とする。

第18条（新役員準備会議）

1. 次期定期総会の1ヶ月前までに、選挙管理委員長が新理事および新監事を招集し新役員準備会議を開催する。
2. 新役員準備会議は、選挙管理委員長の委託を受けて総務委員長が新理事へ召集連絡し、選挙管理委員長を議長として開催する。
3. 理事長および副理事長の選出は、この会議において互選とする。

第19条 (改選・選任の広報)

総会にて決議・選任された代議員、役員（理事長、副理事長、理事、監事）は、機関誌掲載の総会議事録をもって正式報告とする。ただし、会務の執行上、新任理事長が機関誌発行までに広報が必要と判断した場合は、ホームページに速報として掲載する。

第20条 (規約の改廃)

この規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

この規約は、平成22年9月1日より施行する。